

第34回八幡市農業委員会議事録

令和8年5月7日（木） 午後2時00分

八幡市役所5階 会議室5-1

八幡市農業委員長 奥村 芳治

前書は令和8年5月7日開催の第34回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（古里 治彦） _____

署名委員（北川 邦彦） _____

案 件

議案第99号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第100号 農地法第5条許可申請審議の件
議案第101号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男

欠席

出席農地利用最適化推進委員

伊澤 治彦	山田 晃嗣	關西 保博
小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

欠席 上野 信昭 金森 一幸

事務局

近藤 茂雄	津田 誠樹	永井 健人
-------	-------	-------

議 長
(奥村会長)

ただ今から、第34回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。
本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号4番 古里 治彦 委員と議席
番号5番 北川 邦彦 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第99号 農地法第3条許可申請審議の件」 を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第99号農地法第3条許可申請審議の件についてご説明申し上げます。 譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 戸津東代 地目 田、面積798㎡ NO2 申請物件所在 上奈良小畑 地目 田、面積1,087㎡ (法説明) NO1、NO2の譲受人ともに、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	去る4月27日に部会を開催し、議案第99号について協議した結果、 部会としては全筆異議はございません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第99号 農地法第3条許可申請 審議の件」につきましては、許可することといたします。 続きまして、「議案第100号 農地法第5条許可申請審議の件」を議 題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	議案第100号「農地法第5条許可申請審議の件」についてご説明申し 上げます。 申請人については議案書をご参照願います。 NO1 申請物件所在 下奈良奈良元 地目 田、面積975㎡

	<p>転用目的は、露天資材置場でございます。</p> <p>NO2 申請物件所在 内里宮ノ前 地目 畑、 面積 1,434 m²の内 825 m²</p> <p>転用目的は、露天駐車場の一時転用でございます。 (法説明)</p> <p>NO1の案件につきましては、市街化調整区域内にある農地で農地法第5条第2項第1号ロ(1)に規定する農地であり、基準に定める市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから許可相当であると考えます。</p> <p>NO2の案件につきましては、農地法第5条第2項ただし書き、農地法施行令第11条第1項第1号イに基づく一時的な利用に供されるものであり、利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから、許可相当と考えます。</p>
議長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用部会長	議案第100号農地法第5条許可申請審議の件につきまして、5月1日に部会を開催し審議を行った結果、異議はございません。
議長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
(委員一同)	(異議ナシ)
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第100号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府に進達いたします。</p> <p>次に、「議案第101号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第101号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)についてご説明申し上げます。</p> <p>被相続人、相続人につきましては、議案書をご参照願います。 特例を受ける農地所在 岩田橋溝 地目 畑、面積 1,499 m²外 受分 全部、相続開始年月日 令和7年9月10日</p> <p>本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまますことから承認については、問題がないものと考えます。</p>
議長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興部会長	全筆部会で確認の上、審議いたしました結果、部会として異議はありません。

議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
(委員一同)	(異議ナシ)
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 101 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願い申請の件（入口）」につきましては、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>「農地法第 4 条届出書について」 農地法第 4 条届出書は、住宅への転用目的で、令和 8 年 3 月 9 日に届出があり、3 月 19 日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第 5 条届出書について」 農地法第 5 条届出書は、事務所用敷地への転用目的で、令和 8 年 3 月 18 日に届出があり、3 月 27 日に受理通知を行いました。</p> <p>「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について」 こちらは、令和 8 年 4 月 7 日に合意解約されましたので報告いたします。</p> <p>「農用地利用集積等促進計画の解約契約書について」 こちらは、令和 8 年 3 月 17 日に合意解約されましたので報告いたします。</p> <p>「生産緑地のあっせん依頼について」 記載の橋本糸ヶ上外 1 筆につきまして、30 年の期間満了により所有者から市の方へ買取り申し出をされましたが、市は物件を買い取らない旨を本人に通知されると同時に、生産緑地法第 17 条の 2 の規定によりまして、本委員会にあっせん依頼があったものです。 今後、農地取得を希望される農家さんがおられる場合は事務局にお問い合わせいただければと思います。なお、あっせん期限につきましては記載のとおりとなっております 以上、報告とさせていただきます。</p>
議 長	これもちまして、第 34 回八幡市農業委員会総会を終了します。